

魅せられて綴る藩文学 (二)

藩学「四教室」と先哲

勝間田 三千夫

(会員 佐伯市中村北町二一九)

私費遊学を許せし者又兩人あり。(吉野吉兵衛日田に赴き、水筑務日田に赴く。)、維新前後に及びては藩費・私費遊学生夥多あり一々之を録せず。

藩士聴講毎月七の日午後勸講教授司之

七日 学監及諸士出席

十七日 同

廿七日 家老・番頭・用人・郡代・目付以下至徒

士皆出席

家塾・寺小屋設置の制度

家塾・寺小屋を開設するものは、奉行郡宰に於て許否するの法なく渾て他の検束を受けず、才学能書の者は何人たりとも自由に開設したり。

しかして、毛利高泰文学を振興せんことを務め、士族中家塾を設ける者には、塾舎を建設し、敷地と共に之を与えしことあり。

(一) 佐伯藩の学制
藩内学事上の諸制度

藩主の旨意と慣例とに依り、学事を督励し、布令諭達諸制度等の記すべきものなし。

士族の子弟教育方法

士族の子弟は必ず藩立学校へ入学せしめ、餘暇を以て家塾に入るは固より隨意とす。

藩費を以て他に遊学せしめしは、文化十三年(一八一六)中島増太(子玉)を日田及び三都に、天保十二年(一八四二)高妻謙之進を日田に、弘化三年(一八四六)楠鼎哉を江戸に遣わししことあり。

(二) 佐伯藩立学校

学校名称

四教室

校舎所在の地名

豊後国南海部郡舊佐伯城内字鶴谷

沿革

要略

教則

生徒等級

生徒の等級を九級に分ち、一級を初位とし、順次に昇級せしむ、一級より四級までは上下を分ち、すべて十三段とす。新入生は先ず一級に置き、月朔毎に前月の勤惰及び熟否を考えその功により二級の下又は直ちに二級の上に進む。その功なきものは常に原級に置く、他級皆しかり。

右一級を下等と称し、二級より四級までを中等と称し、五級六級を上等と称す。七級以上はこれを最上の位とす。

教科用図書並順序

諸生句読の書籍は等をふみこえざる様次第を立つること左の如し。

- 孝經 大學 中庸 論語 孟子 詩經 書經
- 易經 春秋 礼記 小学 四書朱註 蒙求
- 十八史略 世説 左傳 国語 史記

各級の課程左の如し。

最上級			上		中				下		等		
九	八	七	六	五	四		三		二		一	級	
					上	下	上	下	上	下			上
同	同	常課なし	詩經・書經・史類独看・經史・子集輪講	史輪講	四書・小学・十八史略・蒙求等独看・經史記句読	左傳・国語句読	蒙求・十八史略・世説句読	四書朱註句読	礼記・小学句読	書經・周易・春秋句読	孟子・詩經句読	孝經・大學・中庸・論語句読	教 科

定日

毎朝 授読 下等生 按読 上等・下等生
 一の日午後 講釈 中等生

学科学規試験法及び諸則

教授の科目

和学 漢学 医学 習札 兵学 甲州流 越後流

右四教室にて教授す。

弓術 日置流 居合 田宮流

劍術 三神流 真心影流 馬術 大坪流

槍術 宝藏院流 鏡智流

砲術 田布施流 津田流 中島流

柔術 楊心流 源海流

右各処の稽古場に於て教授す。

学習期限

上士の子弟は八歳より十七歳まで文学・弓術・劍術・馬術・槍術を兼ね学修せしむ、十八歳に至れば官務に服するを例とす。然れども餘暇には必ず業を修めしめ、四十歳に至りて止む。

中士以下の子弟は八歳より十九歳まで文武を兼修せしめ、二十歳より仕途につく、餘暇修業等の制はすべて上士に同じ。

試験法

毎月末、既に授けたる書籍を読講せしめ、その熟否

六の日午後 復講 中等生

三八の朝 輪講 上等・中等生 輪読 下等生

四九の午後 輪講 中等生

四の夜 輪講 中等生

六の朝 詩会 上等・中等生

九の夜 輪講 上等生

七の日午後 勸講○七日・十七日 学監・諸士出席、

二十七日君侯臨蒞家老以下徒士に至るまで出席

同日八鼓至七鼓

講釈 六級生以上これを司る。

文会 上等・中等生

二十九の日 小試

授業の始終休日等

正月五日 開講式

同十二日 発会

毎月朔・十五及五日・廿五日 休業

令節 休業

七月十三日至十六日 休業

八月十三日至十七日 休業

十二月二十日 終講

を試み、点数を加減し、定点に満つるものは、進級せしむ、これを小試と号す。

小試の点数は、習月二日までこれを合計点検し、諸生の進退黜陟を行ない、七日、勸講まで席序を浄書して掲示す。

独看の書籍は、毎月末その看過相済みたる処に就き、句を摘み字を指し詰問して其精詳と粗鹵とを試す。

およそ点数は前級の分を積算し加減す。例えば授読中一字を忘れたる者は、今まで取來る点の内一点を減す。又復講は三点、輪講は五点を減す。

詩會・文會は一ヶ月三度共に宿題を出し、その巧拙に依り相当点数を与う。

無級より一級下に進むもの 三十点

一級下より一級上に進むもの 五十点

一級上より二級下に進むもの 七十点

二級下より二級上に進むもの 百五十点

二級上より三級下に進むもの 二百五十点

三級下より三級上に進むもの 六百点

三級上より四級下に進むもの 八百点

四級下より四級上に進むもの 千五百点

四級上より五級に進むもの 二千点

五級より六級に進むもの 二千五百点

自六級至九級は点数は用いず学力を査定し、その級を定む。

詩 五十点を極とす

文 五十点を極とす

復文 十点を極とす

(素読講義等の極点不詳)

右の外、毎年一回試業を行ない、各生徒の標榜を進退す。

其規則全文を録する左の如し。

試業

一、標榜分爲三等上中有権下等亦有五經四書員外

生言前年試業後入門未試也毎年試之分爲五日

以定階級三等外別設客席客席生不與平日詩文

及試業唯書出席數耳

一、四月二日 詩

一、四月十日 文

席上並限香一線詩上等數考不与一字中等數考

僅与数字下等頗与字亦以成遲速爲次席翌日書

全部者半部查檢以至四月十日爲限

記整正一手浄書六日出之館文亦同前助教查檢

一、書中所講三所下等生亦以其尤難読所檢孰不孰

翌日各自浄書十六日出之館並六行十八字復文

以嚴定標榜高下

亦因其善惡以定点多多少先与十点一顛倒減三点

一、詩文体裁每年不一限韻或隨韻体亦隨時宜以病

一誤填字減一点

辞者待其瘡試之

一、同 十八日 下等生句読

一、有巧詩而拙文者巧文而拙詩者故更立詩文階級

一、同 十九日 中等生・權中等生講釈

每試業改之不拘標榜及月旦評也

一、同 二十日 中等生・權上等生講釈

右規則面に依れば、試業に於ては小試の成績を考

右三日君侯臨蒞焉

えず、全く本試の成否に依り標榜を定めしか如く

一、四月中自朔日至廿二日諸会休業以使專研窮試

なれども、實際に於ては小試の成績をも參酌して

業所講誦書

評定せり。且小試の等級は月々進退するといえど

一、詩文点貫自力出於改竄者雖佳不多与点覽者勿

も標榜に於ては來年の試業まで變動せざること勿

疑焉

論なり。

点数

雜則

一、三十点 上等生

毎年正月五日辰初刻各服麻衣裳教授焚香総学学監先

一、二十五点 權上等生

拝教授助教及監儀句読師書記之諸生各以標榜次出拝

一、二十点 中等生

脱刀詣先聖像前俛伏復坐開講孝經首章

一、十五点 權中等生

十二月二十日終講論語述而篇子以四教之数章本日教

一、十 点 下等生

援助教及監儀句読師書記以教育勤勉賞各有差生徒算

一、正月五日令上中權班試業所講誦書熟覽之不能

一年之勤業臨席之数升二百五十度者細字筆五対三百

度以上者大字筆二対唐紙十葉且学業進歩者有特賞焉

号 令(文中了解し難きヶ所あれども全文を存録す。)

一、敬業楽群講習時敏謙虚是受厥修乃来

一、諸生進退至堂両楹間而拝句読方授読師及学監出
則不離席而拝授読既畢入両楹間而拝

一、詩会之日授読按読休業辰初刻出席文会午初刻出

席並限香一線雖後出不統不成者爲落第不与点附

墨池及筆紙須各自携之

一、就几恭黙勿得言語及読誦

一、席上詩文概同試業復文一考整正浄書之六行十八
字因成遅速完次序分等爲一卷若長篇或各自出之

詩 九級生、八級生、七級生、六級生、

五級生、四級生、三級生、二級生、

一級生 各一卷

文 同 各一卷

一、席上之稿書姓名於題下闕草填名亦同宿題匿名詩
文不出者書其姓名於稿中每等輪次収輯会日出之

不得致稽滯

一、詩宿題前月二十六日出之

一、文宿題前月二十七日出之

右題出每等須相告偏知之勿有遺漏

一、復文之稿分爲二等予作之待其出而付之

一、詩文不許妄作異体出於改竄者雖佳不与点嚴禁剽
窃襲踏既經改竄者須順次浄書明年正月十二日出

之館不得致疎失

一、一月中諸生課業合計及月旦評詩文稿翌月七日呈
之学監

一、若国之喪久休業詩文分題命諸生作之

一、総字之喪休業 三日

一、学監 同 二日

一、教授 同 一日

一、助教授 同 半日

館制

一、三八朝君侯臨莅焉

一、君侯不時臨莅令徒講説生書

総学

学監

三八朝

四九夜

六の朝

七の日午後

二十九日 小試

右毎月臨席

教授

七の日勸講

上等生詩文削正

学校日記

上等生質問輪講

右毎月司どる

助教授

中等生以下詩文復文削正

中等生質問輪講

下等生講釈復講輪讀

書籍出納

諸生出席度教並課業合計及諸雑事

右毎月司どる

若疾病事故須相助勤

監儀

糾督諸生動作恭敬無失礼儀

句読師

毎朝更番当直勿有怠慢

書記

毎月月旦評並諸簿書詩文稿等司どる

右諸職因諸生多少以爲増減

諸芸稽古場條令

一、武芸を学び侯事は、節義奉行の道を闕べからざる士の本業不虞の備へ勿論の事に候、仍て家中の者共且暮無懈怠習練いたし其師の教授を守り作法を乱さず、相互に切磋の心懸專要に精入相励可申事。

一、稽古の義は諸席打交上下高卑の差別無事に侯間其場を退き休息の時は常の座順に随ひ礼讓厚く行儀を正し聊無益之戲事猥雜の言行堅く致間布事

一、稽古場に於て其師を敬い己より長じたる者を重し朋友相親自他無隔專可致鍛鍊候且流義の得失師範の能否等決して評論申間敷事。

一、人々其術の甲乙長短を論し己を慢し、他を嘲り

強をもつて弱を侮り詰るの類は全く争論の端尤可慎の第一急度相嗜可申事

但し煙草吞湯の外一切飲食の具携候堅く令停

止候事

一、他家の士流義懇望により稽古いたし度旨申聞候は、可爲、勝手次第候、元より師弟の腕の無之猥に他流の試等に而入來候輩者差留決して出合申聞敷事

但し、家中の者と入交被稽古候は、応対の辞義

不作法に無之失礼等致間敷事

一、稽古定日の外たり共場所空隙の時は諸芸出精可

申者格別の事に候併定稽古の者共被出席候は、無異論早速場所引取其定日の方へ譲り可申事

一、勤務の暇無之もの共早暁又は夜陰に及び候まで

稽古相励候義可爲勝手次第候火の元入念□等始

末疎略無之様急度心得可申事

右の條々堅可相守者也

享和三年癸亥年五月

稽古定日

一、宝藏院流 槍術 三・八の日

一、三神流 劔術 一・六の日

一、直心影流 劔術 二・七の日

一、鏡智流 鎗術 四・九の日

一、田宮流 居合

一、源海流 柔術 五・十の日

一、楊心流 柔術

右之通可相心得者也

享和三癸亥年五月

回礼の事

入学許可を得たる者は、礼服用師範家へ回礼

し、且年末賞与を受けたる者は、重臣及び師範家

へ回礼するを法とす。

職名俸禄及び職員概数

総学 一名 家老之に任ず

学監 一名 用人

教授 一名 上士・中士

助教授 凡五名 右同

監儀 二名

句読師 四名

書記 二名

小使 一名

右役料扶持米及身分取扱等の制なし、年末勤勞に

より賞賜を行う、雜則第二項の通り。

生徒概数

在籍者凡三百名、他藩より来学の者一時二十名に達

せしことあり寄宿舎の設けなし。

束修

入学の節扇子一箱を学校に差出すと例規とす。他定

法なし。

学校經費

凡百需用は其時々官に請ひ現品を領

取せり且一周年の學費を金穀何程に

定め或は藩士に賦課せし等の事な

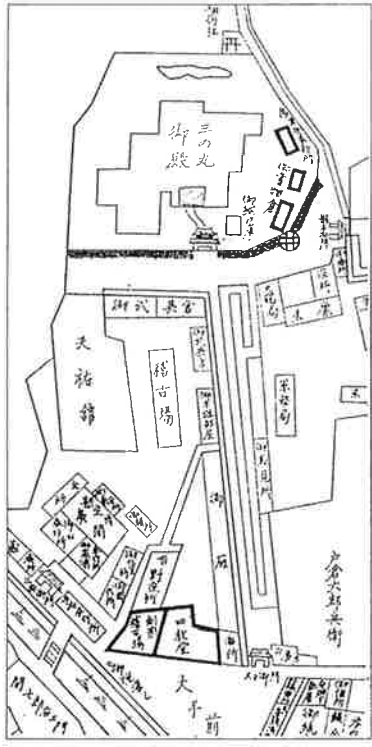
藩主臨校

毎月二十七日、毎月三・八朝、四月

十八日至二十日試業

右藩主臨校の定日とす。而め二十七

日勸講には家老以下徒士に至るまで陪聴の法なり。
祭儀
聖廟の設置なく堂の一隅に聖像を安置す（正月五日の祭儀あり雜則初項の通り）。釈典等の儀詳ならず。



佐伯文庫書物奉行所並に四教堂位置図
（『佐伯市史』による）

学校にて出版翻刻せし書籍目次及び蔵書の種類部数
学校にて出版翻刻せし書籍これなし

蔵書の種類部数左の如し

經書	四十三部	六百四十九本
歴史	二十五部	千三十九本
子類	二十部	百十六本
集部	三十八部	五百三十六本
雜部	五十一部	二千三百七十七本
通計	百七十七部	四千七百七十七本

(以上『日本教育史』より抜萃)

藩学「四教堂」に学制・学科等は幕末になるに連れ、学校教育の色彩を強くし、明治の教育制度の基盤を築き上げて行くのであるが、他藩に羨望された万巻の宝典は、文化二年から幕府献上蔵書目録の提出命令を受け、松下筑陰はこれを作成し、遂には文政十一年に献上するに至った。ために右の蔵書はその残部かと思われ、また、明治四年閉校されたときの残数とみることも出来る。

四浦越え

津久見市と上浦町の境付近にある峠。四浦むねともいう。標高二〇〇呎。四浦半島南側の長田の集落と北側にある津久見の久保泊・刀自ヶ浦を結んだ古い道。

昭和三十年代前半ごろまではこの峠は四浦と上浦を結ぶ交通路として「かるい」に八貫(三〇錢)ほどかついでこの峠を往復していた。また、郵便物も上浦郵便局員がこの峠を越えて四浦地区へ配達していた。

長田地区聖谷の四浦越え道に面した山端には九基の庚申塔がある。また、峠には漁神様として上浦や四浦の漁師に親しまれたお地藏様が祭られていた。古老の思い出に、この地藏菩薩像はいつも向きが変わっていたという。それは、地藏様の向いた方向は豊漁になるといふことで、峠を通るときに上浦の人は南に、四浦の人々は北の方角に像の位置を動かしたからだという。現在、この峠路を通る人もなく、廃道となり寂れた峠となった。(『上浦町誌』)